

平成 28 年第 2 回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

平成 28 年 10 月 21 日

閉会

湖北環境衛生組合議会

平成 28 年第 2 回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

平成 28 年 10 月 21 日（金曜日）午後 2 時 46 分開会

議事日程

平成 28 年 10 月 21 日（金曜日）午後 2 時 46 分開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 4 号
-

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 議案第 4 号
-

出席議員 14 名

1 番	新 田 茜 君	8 番	小座野 定 信 君
2 番	大和田 寛 樹 君	9 番	田 谷 文 子 君
3 番	石 橋 保 卓 君	10 番	来 栖 丈 治 君
4 番	大 槻 勝 男 君	11 番	宮 嶋 謙 君
5 番	関 口 忠 男 君	12 番	鈴 木 俊 一 君
6 番	岡 野 孝 男 君	13 番	石 井 旭 君
7 番	高 野 要 君	14 番	市 村 文 男 君

欠席議員 2 名

15 番	篠 塚 昌 毅 君	16 番	荒 井 武 君
------	-----------	------	---------

法 121 条により出席した者

管 理 者	今 泉 文 彦 君	会 計 管 理 者	加 藤 乃 利 明 君
副 管 理 者	島 田 穰 一 君	事 務 局 長	飯 田 修 久 君
副 管 理 者	坪 井 透 君	所 長 兼 庶 務 課 長	三 橋 信 一 君
副 管 理 者	松 隈 健 一 君		

職務のため出席した者

主 任	古 渡 正 好 君	主 事	金 子 桂 子 君
-----	-----------	-----	-----------

平成 28 年 10 月 21 日（金曜日）

午後 2 時 12 分開会

○議長（岡野孝男君） ただいまの出席議員数は 14 名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 28 年第 2 回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

初めに、平成 28 年第 1 回石岡市議会臨時会において、石岡市副市長に選任されました松隈健一君が、組合同約第 8 条第 2 項の規定により、平成 28 年 4 月 1 日をもって副管理者に就任されましたのでご報告いたします。

次に、平成 28 年度湖北環境衛生組合議会管外行政調査は、10 月 3 日から 4 日の日程で、新潟県上越市にごさいます「汚泥リサイクルパーク」を、議員 14 名、管理者 1 名、事務局 2 名の計 17 名で実施したことをご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管 理 者	今 泉 君	会 計 管 理 者	加 藤 君
副 管 理 者	島 田 君	事 務 局 長	飯 田 君
副 管 理 者	坪 井 君	所 長 兼 庶 務 課 長	三 橋 君
副 管 理 者	松 隈 君		

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第 1 会期の決定

○議長（岡野孝男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

3番 石橋保卓君

4番 大槻勝男君

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第3号

○議長（岡野孝男君） 次に、日程第3、議案第4号・平成27年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） それでは本日ここに提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第3号・平成26年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。

本件は、過日、監査委員の審査をいただきましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、審査意見書を添えて、議会の認定をいただくべく、本日提案をいたしました次第でございます。

平成27年度一般会計歳入歳出決算の概要は、歳入総額、697,779,761円・前年度比16,836,040円（2.36%）の減、歳出総額、661,190,913円・前年度比2,912,725円（0.44%）の増となりました。これにより、平成27年度の実質収支は、36,588,848円の黒字となりました。

次に歳入歳出決算の款別の状況でございますが、まず歳入では、分担金及び負担金、628,931,000円・前年度比17,181,000円（2.66%）の減、使用料及び手数料、7,142,276円・前年度比51,602円（0.73%）の増、繰越金、56,337,613円・前年度比4,283,955円（8.23%）の増、諸収入、5,368,872円・前年度比3,990,597円（42.64%）の減となりました。

次に歳出では、議会費、1,299,621円・前年度比10,097円（0.78%）の増、総務費、27,600,443円・前年度比2,555,445円（10.20%）の増、衛生費、388,789,949円・前年度比347,183円（0.09%）の増、公債費、243,500,900円・前年度と同額でした。

決算の詳細につきましては、事項別明細書に記載してございますので、ご参照願います。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（岡野孝男君） 次に、監査委員より決算審査の結果についての報告を求めます。

監査委員・関口君。

○監査委員（関口忠男君） 決算審査報告についてご報告いたします。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました、平成27年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算及び証書類、その他政令で定める書類につきまして、平成28年8月4日に審査をいたしましたので、ご報告申し上げます。

審査に当りましては、一般会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び関係帳簿、証拠書類等により収入支出の照合を行うとともにその計数の正確性、予算の執行など決算に関する審査基準に基づいて審査を行い、あわせて関係職員の説明を聴取しながら執行いたしました。

その結果、審査に付された決算書並びに関係調書はいずれも関係法令の規定に準拠しており、その計数は正確であることを確認いたしました。

次に、決算の概要について申し上げます。本組合の平成27年度一般会計歳入決算額は697,779,761円で、前年度と比較いたしますと16,836,040円(2.36%)の減となっております。歳出決算額は661,190,913円で、前年度と比較いたしますと2,912,725円(0.44%)の増となっております。この結果、実質収支額は36,588,848円の黒字となりました。

最後に総括といたしまして、施設の処理運転は、平成17年度の新規稼働以来今日まで、適正かつ正確な体制が構築されており、構成4市からのし尿等は遅滞なく円滑に処理されていることを確認いたしております。

しかしながら、汚泥焼却処理設備は稼働より19年、汚泥再生処理センターは10年を経過し、経年劣化等により緊急に実施することが必要となる大規模な補修工事が発生することも想定されます。しかし、当組合には財政調整金がないことから、有事の際の財源は構成市からの負担金に頼らざるを得ないことから、施設の円滑な管理運営のためにも財政調整金の設置を考慮されたい。

また、下水道の普及などの社会環境の変化に伴い、し尿等の搬入量は年々ゆるやかに減少しており、より適切な施設の管理運営が求められます。今後も施設を存続させていくための方法を模索するだけでなく、業務を契約するにあたっては、当施設の現状を鑑みて可能な限り節約し、限りある財源を大切に使用するよう心がけていくことを望むものであります。

以上で、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（岡野孝男君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の結果報告は終わりました。

これより、一般質問及び議案に対する質疑を行います。

まず最初に、一般質問を行います。

質問は通告の順にこれを許します。初めに7番・高野要君。

○議員（高野要君） 今監査委員のね、あ、7番高野でございます。今監査委員のね、お話を聞きましたとおおむね順調に進んでいると、しかしながら老朽化も進んでいると。というような

お話を伺いました。まあ老朽化が進むのであれば早く進んで、私どものこの、私もこの地元でございますが、壊れてくれればよいなというふうに思っているところでございます。しかしなぜか逆なでするように、先日の視察は、長寿命化ということですね、少しでも長らえさせようというような視察をやって参りました。まあ近隣の人たちと少しでもコミュニケーションを取りながら、まあ30数年、40年やってきたわけでございますけども、今はそのようなこともなくなりました。これは首長が悪い。首長というより管理者が悪いのか、誰が悪いのかは定かではありません。まあ地元の住民は、私たちが悪くはないことだけは確かである、と思う傍聴人来ております。し尿処理場というもの、これに関してですね、どのような認識を持っているのか。わたくしは、今までは分かり得ましたが、今の現状では分かり、分からない。という所でございます。まあ、皆様方も、もう老朽化してあと少し、ということでございますから、小美玉市、かすみがうら市、えー、それともですね議長の地元、こういったとこに持って行ってね、また半世紀にわたって、こういった施設を、まあ、三市のために協力する、地元からね説得ができればそれは素晴らしいことだなというふうに考えております。わたくしも斎場組合も行きましたし、霞台も行きました。しかしながら、ここほど無礼な組合はない。住民無視である。そして職員、これに対してもなんていうんですかね、まあ、何ていうんですか、押しつけですね、どちらにしてもまあみなさま、すべて職員に押し付けて、その、最後のとどのつまりは、事務職員に責任を取らせる。全くあきれてものが言えない。そういった、今組合になり下がったのが現状であるでしょう。そういうことですね、質問に入ります。

組合職員の執務体制について伺います。湖北環境衛生組合の事務局長がですね、9月30日までの勤務で異動となりました。局長、4月に就任して半年で異動となったわけですね。通常3年とか5年くらい、それが人事異動のめどであるのかと、わたくしは思っております。しかし前局長はわずか半年で異動となったわけですね。私も何度も顔を合わせることもなく、異動となりただただ驚いております。何があったのでございませうか。私もいろいろわからないことがたくさんありまして、一生懸命にこの地域のために尽くしてくれた職員の一人でありますので、歩いて調査等もしました。側聞したところによりますと、体調がよくなく、療養休暇を取っていたと聞いております、3か月というような長期の療養であります。私は健康そうに見え、この地域の委員長とも、とにかく私が来たらきちっとします、というようなことでやってくれてたというのでね、何が原因で異動となったのか、しっかりと仕事をする人を今泉市長は嫌いなのか、管理者はね。何を以って異動させたのかは、はなはだ疑問であります。地区の方も、ようやくいい人が来てくれた、自らいつも、局長は来て話をかけてくれる、それで問題をこういう風にしたらいんじゃないですか、とか、とにかく話を聞いてくれる、看板も、地区の人たちは局長が来て、看板は話し合いをするのによろしくない、ということでも話をさ

れたその夜に地区の人は看板を外したそうであります。そのようなことで私も、これからはそのいい職員が来たんで、地域とのコミュニケーションが取れて、うまくやっていけるなど、もう私も湖北環境にいらなくてもどこか違う組合に行けるかなと、安堵したところですが、本年6月25日の午後ですね、1時30分から3時30分まで、八郷支所会議室において、市長副市長と石岡市議会議員9名による湖北環境衛生組合場内清掃委託に関する会議か、事務局長に対するパワハラの会かわかりませんが、開催されたとのことであります。このことについて質します。この会議に湖北環境衛生組合事務局長が休日にもかかわらず出席を命じられた。これ今泉市長の命令ですね。それで2時間に亘りお話を聞かされた。いうことですね。これは本人に聞いておりますから事実であります。それでですね、下世話な質問になるかもしれませんが、この会議を主催したのは、湖北環境衛生組合の管理者今泉なのか、それとも石岡市長の今泉なのかですね、まず1点お伺いいたします。

2点目にですね、休日に開催する緊急な事案なのか、それも組合議員と石岡市議会議員、地方自治法のどこにですね、この組合議員以外、組合議員ちゅうかね市議会議員が関与する権限があるのか。市長はなぜ関与させたのか、その説明を求めます。

3点目、組合議員に石岡市議会議員が、所轄外事項ですね、について議会以外のところで質問、調査権があるのか。法的に可能とする理由、地方自治法、法的に可能とする理由を説明願います。あとですね一番大切なこととさせていただきますけども、この休日、電話では24日から責めてたそうとさせていただきます。それで25日には、集団で、お話し合いを開いた。こういう休日に、ですね、この事務局長、事務局長だけでなく本来であればそのように大切な案件であれば、次長も呼ぶべきです。それ市長はなぜ事務局長だけを呼んで、事務局長に何を質したのか、何を話したのか、これを伺います。又ですね、6月25日、柏山浄化プラント対策委員会に草刈りを止めさせるとして、夜中11時30分まで、午後、柏山浄化プラント対策委員長の、佐藤宅付近に張り込ませた。この張り込ませた理由、電話でもよし、次の日でもいいじゃないですか。職員は奴隷じゃないですよ。奴隷という悪い言葉ですけども。そんなに大事な要件であれば自ら自分が、来て待っていたらいいんじゃないですか。残業はつけたんですか。この理由について、お伺いします。

あとですね、区長さん今日来ておりますけど、職員に訪問させて、はっきり言ってしまおうとたかが草刈りですよ。それを止めさせなければならない理由。その日に草を刈っちゃまずい、地域の人ね、はっきり聞いてくださいよ、副管理者も。草刈りなんかいらんんですよ。ただ当時の横田市長が、ここの建設の時に、20年と、地元の方では言ったんです。20年で話し合いをしよう。それは耐用年数等とも考えた場合に、横田市長は38年にしてくれと。その代り地元でこういうことをやってくれよと。これ会議録にも載ってるでしょ。覚書にもあるでしょ。こういったことをね、今泉管理者、全部無視してるんですよ。そういったことが

できる法的根拠。これもね、ただ根拠示されてもしょうがないんで、私はこういうことはできるんですと。組合でもそうです。それが前日ですからね。そうでしょ、それで前日だけじゃないでしょう当日の朝6時にも区長の家へ行かせたでしょ。暴力なんですよこれはもう。もう奥さんも言ってるそうです、草刈りなんか止めてくれと、怖いから。あともうひとつですね、これは職員に聞いた話でありますけども、この柏山浄化プラント対策委員会、規約を直したらいいんじゃないかと、というような話がありまして規約をね作り直したそうです。そしたらその規約に対して、この規約はおかしいと、ね今泉市長、管理者あなたは直させようとしてるんじゃないですか。あなたに他の団体の規約を改めるとかそういった権限ございますか。あくまでも団体の規約であって石岡市に、湖北環境衛生組合に管理される理由はないんですよ。その辺のところもなんで管理できるのか、お伺いします。

あと管理者、管理者はこういったことを全て副管理者には報告してるんですか。本来はこういう風に、こういう風なね、大事ですよこれ、人権侵害ですから。本当に報告してるのか、管理者会議のようなことはやっているのか、こういったことこそ管理者会議をするべきじゃないでしょうか。違いますか。すいません議長あと何分ありますか。

○議長（岡野孝男君） 17分半です。

○議員（高野要君） はい。それとですねこの局長の異動についてですね、管理者は何を理由としたのかね、それを伺います。簡単な問題ですよ。あと異動するにあたって診断書があるということも私伺ってるんですが、内容は聞きませんが、管理者副管理者は、この診断書、こういったこともご存じですか。私も知らなかったんですが、これはうちの方っていうかね、私の友人が石岡ではこんなことが起きてると、というようなチラシを石岡市に配布しまして、それで今訴えられているようでございます。そうした中でね、警察が動いていると、いうことでそういったこともちょっと、遠巻きにね、お話を頂ける、これ管理者副管理者はこの診断書の中身知ってございますか。これはきちっと届いてるわけですよ、伺います。

あと6月22日契約ですね、それで6月25日の草刈りですね。くどくなりますが、前日に中止しろ、した行為、こんなことありえますか。ねえ局長。やってもらっていいんです、覚書があるんですから。しかしながらきちっとした方がいいです。それで、副市長に決裁は頂きました。お金の話もしました。これで何にも問題ありませんからやってください。そこまで言ってるわけですよ。今泉市長、管理者、あなたは石岡の市長でもあるわけでしょ。草刈りの決裁を自らしておいて、専決ではありますが、しておいて、それで前日に、職員をですよ、地元はいい、職員に対して、このような行為をしたっちゃうこと、私は断じて許せないんです。このようなことをここで私は質問したくない。しかしながらあなたたちは、職員はトカゲのしっぽ切りだ。異動しました、それで終わるのかっちゃうことですよ。これ3市の議員さん方来ています。皆さんに事実を知ってもらわなくちゃいかん。だから私は自分の身は切ります。そ

れでここで答弁、質問に立ってるわけですよ。私の見解としてはね、管理者、皆さん議員よくやっています。しかしながら今回の行為、行動、何と判断しますか。ここでね、市長のやっていることは大体皆さんお分かりになったでしょうから、副管理者の方々がどれだけ知りえてるかわからないので、副管理者の見解を求めます。

以上で1回目を終わります。

〔「通告と内容が違うんですけど、答えた方がいい。」と呼ぶ者あり〕

〔「いや私が出しているのはね、頭の職員の問題です、ですから後の細かいことは出してご
ざいませんで。執務体制についてですから関連です。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 管理者・今泉君。

○管理者（今泉文彦君） 初めに、管理者として当施設に係る3地区住民の方々の長年にわたるご理解とご協力に対し心から感謝申し上げる次第です。今、高野議員のご質問でございますけれども、まず大きな前提をご説明したいと思います。そのうえで、今12項目ございましたけれども、それについて1点1点お答えしてゆきたいというふうに思います。

まず、当組合の支出については、ご存知でしょうけれども、土浦、およびかすみがうら、石岡、小美玉、4つの市の負担金による公金でありまして、その取扱いのプロセス、これは万人が見て透明性が高いものではなくてはなりません。公金の支出の対象である柏山浄化プラント対策委員会の、支出の対象、この構成が代わったという状況で、代表者ですとか、代わった状況で、その組織を定義する規約を確認することなく、いは事務局として大変申し訳ないということが一つありました。これは事務局の反省にたつて、そういう根本から確認したわけでありまして。これは前回の議会でもお話したことでありますけれども、更には草刈りの業務を設計なしに発注していたという反省がございます。これも事務局側の反省であります。そして、深い理解をいただいている地元に対して、地域振興を支援する制度、そういう助成金が計上されていないということ、この3点を、事務執行上の問題点として、わたくしはそれをお示ししたわけでありまして。

〔「それが何で前の日の休日なんだよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 説明責任があるということで、それらを明確にするということが、この組合の課題であるということをお示ししたわけでありまして。

〔「土日休日だろう。土日お前やってんのか。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そして、まず1つ目の質問でありますけれども、市長としてか管理者としてかということでもありますけれども、これは、当組合の関連する事案でありますので、当然管理者としての責任を考え、行動したことであります。

それから、2つ目でもありますけれども、緊急な内容であるかということでもありますけれども、これについては、契約をして、数日後に草刈りがあるということで、その間、住民監査請求を

していた人たちから、これはあの議員さんもいましたけれども、その人たちは立場上市民として。

〔「ふざけんじゃないよ。そんなの通用するか。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） まだまだ、

〔「いやしゃべれ早く、聞いてやっから。よく市民に聞かせろよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そういう立場から、住民監査請求ということですから、住民の立場として監査請求をしたわけでありまして、で、その方々への説明責任というのがありまして、問われたわけですけれども、なぜ契約をして、草刈りをやるのかということ、それに対しては早急にお答えしなくてはならない、そういう判断があったわけで。

〔「じゃあ住民監査請求は幾日に出たんだよ、日にちを。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そういう理由であります。しかしその中で、9人ということでありましてけれども、連絡があつて、お伝えしたのは3人でありまして、そこから、たぶんですけれども誘い合つて見えたんだと思いますけれども、人数は、こちらが連絡した人数よりも多く見えたということでありまして。

〔「そういう人は中に入れねえんだよ。大事な会合なんだから。」

笑われねえような答弁しろよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） その説明の目的でありますけれども、わたくし共は、その適正にやっていると、それを説明することによって、3地区住民の方々の、住民監査請求の方々の、理念、そういったものをきちっと説明するために行ったものであります。

〔「住民監査請求受けてんのはあんたなんだよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そして、ちょっとお待ちください。何を直したのか。

〔「これが、よく見ていってくださいこれが石岡の市長ですから。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 4番目、なぜ局長を呼んだのかということですが、これについては、局長は事務方の責任者であります。これは事務的な部分の説明でありまして、局長はその説明責任があるということで、6月25日にその要請に応じて説明すると、ということで、その会議室に出向いたわけでありまして。そこに同席したのが、わたくしと副市長であります、副管理者であります。

5番目は、張り込ませたということでありましてけれども、これについては中止という言葉は質問で使われていましたけれども、実際は中止という言葉は使ってはおりません。延期ということで、その話し合いの時間を頂けないかということの申し入れ、それをお願いする。

〔「だったらあんたが直に来たらいいだろうよ。日曜日だよ、土曜日だ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） それは

〔傍聴席から「市長謝っちまえよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 静粛に願います、傍聴の方は。

○管理者（今泉文彦君） あくまでもその、契約行為というのは事務的な手続きでありますので、責任者は局長であります、この部分は。

〔「局長じゃねえよそこにいる副管理者だよ。決裁出してんだから。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そういうことで局長の責任において、事務的な手続きを進めたということであります。

〔「あんたその日局長に聞いてんじゃねえか。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 静粛に願います。

○管理者（今泉文彦君） 6番目の止めさせなければならない理由ということですけども、これについては、これはあの、公金の支出の対象である組織、それがきちっとした組織であるということを確認するために、規約を必要としたわけでありましてけれども、その規約を。

〔「規約なんてのはあんたに見せる必要ねえんだよ。規約を出しなさいという要綱1つもないんだから。出してみなさいよここへ規約、要綱を。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 公金の支出を、きちっとした組織と締結するという意味で証明する必要がありますので、そこは。

〔「そんなことは契約すつときにもってこいっていうんだろ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 明確にしておかなければならないという。

〔「それはあんたの考えだよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） 認識であります。それについては、法的根拠ということでありましてけれども、わたくしの認識においては、公金が支出される対象が、きちっとした組織である、そういうことが条件であるというふうに考えております。そのために、規約が必要である、ということであります。

〔「要綱にいつあったんだよ規約が。」と呼ぶ者あり〕

〔「静かに聞きましょう。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 静粛に願います。

○管理者（今泉文彦君） 従いまして、8番の規約を直させようとしているというのは、よりよい組織を、万人に示すという意味で。

〔「そんなところに処理場を持ってけばいいんだよ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君） そういう意味で、私は、地域の方々のために、考えたことあります。いわゆる公金のために、支出のために、見えるかという、そういう方向性を打ち出したわけでありまして。それから副管理者への報告、これは密に行っております。

10番目の局長の異動、これに関しては、診断書も見ておりますけれども、身体的、精神的なバランスを考え、そのうえで判断したものであります。

〔「よくそんなこと言えるわ。」と呼ぶ者あり〕

○管理者（今泉文彦君）　そして、最後に、中止命令ということでありましたけれども、これはあくまでも、話し合いを要請したものであります。

　　以上です。

○議員（高野要君）　議長。

○議長（岡野孝男君）　7番・高野要君。

○議員（高野要君）　ありがとうございました。管理者、石岡市長、管理者として両方の立場であると、これは大事なことですよね、市民の代表ですから。それで今なんですか。私が連絡したのは3人であとはくっついてきたから入れて、このような大事な会議をやったんだ。あんたおかしいんじゃないの。今ゆったでしょ。住民のためにきちっとしたことをやりたいんだって。これきちっとしたことやる会議に、そんなね、あとからついてきた人とかそういった人入れてやるんですか。この会合だってあんたが呼んだんじゃないですか。いいですか、じゃあね、今日はどうしようかと思ったんですが、出さないと思ったんですが、この配付の要請はしておりますので、これ全部配付してください、読み上げますから。

○議長（岡野孝男君）　配付したい、資料の配付について協議いたしますので暫時休憩いたします。

午後3時28分休憩

〔鈴木俊一君、石井旭君、市村文男君退席・出席議員11名〕

午後3時35分再開

○議長（岡野孝男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　　先ほど高野要議員より申し入れがありました資料の配付については、議長においてこれを認めません。

　　質問を続けてください。

　　7番・高野要君。

○議員（高野要君）　2回目質問します、2回目っちゅうかね。じゃあ読み上げますか。じゃあ、平成28年6月23日、今泉市長より電話があり、谷田川議員から草刈りを中止しろという話があったので、連絡してほしいと伝えられた。本会議に出席しているので飯田次長から連絡を取ってもらおう。会議から戻り、谷田川議員に連絡し、今回の草刈りは中止しろとのことであるが、契約を締結してあるので、やらせてもらえるよう伝えたが、そのようなことは認められない、私もやられたらやり返す、意味不明、とのことです。それでも懇願したら、関口議員に電話しろとのこと。関口議員に電話し、契約してあるので中止することはできない旨、

同じことを伝える。みんなで話してみるとのこと。今泉市長より、明日13時30分より。

- 議長（岡野孝男君） 通告に従って質問を。
- 議員（高野要君） はいこれは職員の問題であります。
- 議長（岡野孝男君） すいません、それは今は私は認めません。
- 議員（高野要君） 職員の問題でありますので。
- 議長（岡野孝男君） 私、議長。
- 議員（高野要君） 暫時休憩して、休憩して。
- 議長（岡野孝男君） しません。
- 議員（高野要君） 議長権限。
- 議長（岡野孝男君） 発言を認めません。
- 議員（高野要君） 続けます。
- 議長（岡野孝男君） 議長の権限ですが、議長に従ってください。
- 議員（高野要君） 13時30分、岡野議員、谷田川議員、大槻議員、関口議員、櫻井茂議員、勝村議員、池田議員、大和田議員、山本議員。
- 議長（岡野孝男君） 発言を禁止します。
- 議員（高野要君） 今回の草刈り。
- 議長（岡野孝男君） 発言を禁止します。
- 議員（高野要君） 草刈りの説明。
- 議長（岡野孝男君） 議長の、議長の言うことに従ってください。
- 議員（高野要君） 市長から退席の指示がないため、最後まで同席する。資料について不足している要綱など指摘される。
- 議長（岡野孝男君） 高野議員に退場を求めます。
- 議員（高野要君） 住民監査請求に対する結果についてなどについても指摘があった。いづれにしても今回の草刈り業務委託については。
- 議長（岡野孝男君） 高野議員に、議長に従わないので。
- 議員（高野要君） 岡野議長聞きなさい、で。
- 議長（岡野孝男君） 退場を求めます。
- 議員（高野要君） 退場はしません。
- 議長（岡野孝男君） 発言を禁止します。
- 議員（高野要君） 退場しないって言ったらどうします。
- 議長（岡野孝男君） 従ってください。
- 議員（高野要君） しない。身を挺してもしない。
- 議長（岡野孝男君） 通告に従った一般質問ではないので私は言ってるんです。

○議員（高野要君） これは執務質問，通告に従ってやってるんです。これは執務体制でしょう。そうですよこれ，職員の。これ職員の問題絡んでないですか。職員がこのようになったこと，それを私は質してんですよ。何かこれどこに越権があります。じゃあ申し上げますから。これがどういうふうになのかを，私がわかるようにご説明をいただきたい。私ができるように説明してください。

○議長（岡野孝男君） 議題以外にわたって質問をしてると判断したわけでございます。

○議員（高野要君） わたくしはこれが，執務体制に関連すると，判断しておりますので私の質問に間違いはございません。

〔「議長の議事整理権で。」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） 私の議事整理権で私は発言を禁止します。以上です。

傍聴席では，傍聴者の方は静粛に願います。

○議員（高野要君） しっかりとした，法的な根拠を示してください。何があつてなんでこうだというようなね。私の，ここで，発言ですよ，人権，人権が奪われるわけです。それに対してはきちっとしてください。

○議長（岡野孝男君） 湖北環境衛生組合議会会議規則によるものです。

○議員（高野要君） 会議規則第何条の第何項ですか。

○議長（岡野孝男君） 第50条です。発言内容の制限です，第50条です。

○議員（高野要君） それの詳細を述べてください。

○議長（岡野孝男君） 詳細は述べる必要ありません。

○議員（高野要君） 私は詳細を聞かないと，自分で判断できません。自分の都合悪いことになるとね，発言停止ですか。自分はどのような発言をしてるんですか。これからあんたのことが出てくんですよ。

○議長（岡野孝男君） 次の一般質問に移ります。

○議員（高野要君） これが石岡の議会です。

○議長（岡野孝男君） 静粛に願います。

○議員（高野要君） あなた方がもっと説明しろよ。

○議長（岡野孝男君） そんな大きい声出さないでください。

○議員（高野要君） 説明しろよ。

○議長（岡野孝男君） 品位を重んじるんです。私は議会の会議規則にのっとって。

○議員（高野要君） 会議規則の何条の何項でどこに。

○議長（岡野孝男君） さっきゆつたでしょうよ。

○議員（高野要君） もう一度お願いします。

○議長（岡野孝男君） 50条，発言内容の制限。

○議員（高野要君） 制限されることはないんです。

○議長（岡野孝男君） 50条の2項です。

○議員（高野要君） 局長。これあんた受けてんだかな。いいか。ちゃんと、執務体制、私もね、外でちゃんと聞いてから来てんですよ。執務体制で質問ができるかどうか。どうですか。事務局長。本当に大丈夫ですか。

〔議長暫時休憩取ってくださいよ。〕と呼ぶ者あり

○議員（高野要君） こういう質問ができなくなったら、判断できないでしょう。事務局長。きちっとしろよおめえ。ちゃんとやっかなこっちも。

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時46分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

○事務局長（飯田修久君） 申し訳ございませんでした。一般質問につきましては、事務的に関することであり、人事の件につきましては一般質問事項ではないということで、発言内容の制限、50条議題外にわたり又はその範囲をこえているということで議長の方で発言を制限したものです。

○議員（高野要君） 質問書ありますから、この質問で何が質問できるか持って行って調べてください。

○議長（岡野孝男君） そういうことで私は議事整理権を行使したものであります。

○議員（高野要君） 発言停止でしょ。

○議長（岡野孝男君） そうですね。はい。

次に、次の一般質問、通告の一般質問者に移ります。

4番・大槻勝男君。

○議員（大槻勝男君） 4番大槻勝男でございます。通告書に従い、わたくしは4項目ほど質問をいたします。1項目目、平成23年4月1日付け、湖北環境衛生組合と柏山浄化プラント対策委員会との間の、石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に関する覚書は、継続費としての予算計上がなされていないことは、どのような理由でなされていないのか、本覚書締結より10年間との文言があるように、10年以上の期間、継続が予定されている契約であるが、平成23年度の予算について、継続費として予算計上がなされていない、これについての違法性の認識はあるか伺います。また、契約先の柏山浄化プラント対策委員会とはどのような団体なのかも伺います。まず地区の全員が構成員かどうか。次にどのような組織で、またどのよう

な意思決定規範があるのか。規約等はどうなっているのかについてもお伺いをいたします。

2項目目。平成27年10月25日付け、湖北環境衛生組合と柏山浄化プラント対策委員会佐藤広文委員長との間の、石岡クリーンセンターの自然林広場の管理に対する業務委託契約は、随意契約の上限を超えていることの違法性について伺います。石岡市財務規則は、第137条2項で、令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、50万円としているから、上限は50万円であり、これを超えている契約は、湖北環境衛生組合の自ら定める規定にも明らかに違反している違法な契約であると思うが、見解を伺います。また、実質的に1年間通じて160万円の業務委託であるので、50万円というのは契約の実態を表しておらず、先ほどの石岡財務規則を意図的に回避するために、便宜的に記載された金額にすぎないと理解する、そのことについて伺います。

3項目目。平成28年6月22日付け湖北環境衛生組合柏山浄化プラント対策委員会との業務委託契約書について伺います。この件については、平成28年4月25日に、住民39名から住民監査請求が出され、同年6月2日に請求棄却の結論が出されました。その際、監査委員からは、行政運営にあたって透明性、公共性が求められているところである、このようなことから、今後においては、石岡市財務規則を認識し、規則に合ったものを作成し、説明責任を果たせるように努めていただきたいと、監査委員の意見としてわざわざ付見されて書かれております。事は十分承知していると思います。そのような中で、なぜ拙速に契約に至ったのかということであります。まず予算執行者等は、随意契約をするときは、原則として2人以上の者から質問書を徴するものとする、財務規則139条付き事項としている旨あるが、その見積書はとっているのかということであります。また、見積書を徴する必要がないと、管理者が認めたときは、これを省略することが出来ると書いているが

〔「議長抗争中のやつはできないよ」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 管理者認めた根拠となる文書があれば、提出することを要求いたします。

〔「質問じゃあんめえよ、質問ちゃ何うんだよ。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） さらに、随意契約による場合において、その関係書類に、その根拠法令の状況を記載しなければならないとされているわけですが、この業務委託契約書には、それが無いので、違法な契約と言わざるを得ないと思うが、違法性の認識はあるのかについても伺います。また、平成27年度第3回につき湖北環境衛生組合委託業務検収調書と題する書面が存在するが、契約金額、契約期間の記録がなく

〔「事務局長、これ控訴中になってんの。下世話なことですが。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 到底、検収調書と呼べるものではないと思うが、見解を伺います。また、平成28年度につき湖北環境衛生組合委託業務検収調書と題する書面が存在するが、契約

金額110万円、契約期間平成28年6月22日から平成28年11月30日との記載は、別紙契約書50万円の日付とは矛盾している。これらの業務委託契約が作成されたのは、いかなる経緯か伺います。この契約は、平成27年10月25日付けの湖北環境衛生組合、柏山浄化プラント対策委員会との間の、石岡クリーンセンター自然林広場の管理に関する業務委託契約書があります。これがある以上、改めて平成28年6月22日の業務委託契約書を、契約書は必要なかったと思われるが、説明を願います。年額160万という契約があるのにも、あるのにわざと2回に分けることは、意図的に作成し、随意契約に見せかけたと思われても致し方ないと思うが、見解を伺います。

4項目目。4項目目において、管理者より湖北環境衛生組合より柏山浄化プラント対策委員会に対し、委員会の規則の提出と、平成27年度の決算報告書の提出を求めるようにと指示をされていたと聞いておりますが

〔「こんなのやってられねえ、流会だ。茶番だよ。」と呼ぶ者あり〕

〔「茶番だよ。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 平成28年6月22日の契約前にきちんと内容について把握し、内容に不備があれば修正の要求を要し

〔「こんなの訴訟起こしてんだっぺ、今。」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、これ訴訟起きてるやつ、取り上げるやつあんめよ。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 訂正したものを、確認のうえ、管理者に報告し、管理者の了承を得なければならぬと思われるが

〔「やらしとけば、帰っぺ。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） この手続きは完了していたのか伺います。してないとすれば、この契約に関する

〔「帰りましょ。」と呼ぶ者あり〕

○議員（大槻勝男君） 管理者に対しての事務局の責任は果たしていないと思われ、また、管理者には電話にて報告したとあるが、このような大事な契約は、電話で済むことではないし、また、石岡市

〔「流会。こんなの流会だよ。」と呼ぶ者あり〕

〔石橋保卓君、高野要君、小座野定信君退席・出席議員8名〕

○議員（大槻勝男君） 規則の中にも、全て文書にて報告することを義務としているが、なぜこれを怠り、このような事態となったのか、詳細に伺います。

以上4項目にわたり、1回目の質問を終わります。

○議長（岡野孝男君） 暫時休憩いたします。

午後3時59分休憩

[小座野定信君着席・出席議員9名]

午後4時06分再開

○議長（岡野孝男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長・飯田君。

○事務局長（飯田修久君） 私の方から、大槻議員のご質問にお答えしたいと思います。

但し、住民訴訟等もございますので、特に関連してないものだけをお答えしたいと思います。

[「全部関わってくるよ。」と呼ぶ者あり]

○事務局長（飯田修久君） 第1点目でございますが、組合といたしましては、柏山浄化プラント対策委員会は、石岡クリーンセンターが所在する出し山，東大橋，行里川各地区の区民，及び委員会に賛同する者をもって組織されている団体であると認識しております。

2点目でございますが、湖北環境衛生組合石岡クリーンセンターについては、施設景観に配慮した樹木等の植栽をしており、広大な緑地は、地域周辺に住む住民の憩いの場として設置されたものであり、開設当時から管理については覚書が交わされております。地方自治法施行令第167条の2第1項第1号では、契約予定価格が50万円以下の場合、随意契約ができるとなっておりますが、当業務委託は、地域の特殊性を鑑み、地元の対策委員会に本業務を委託し、周辺住民自ら維持管理に参加することで、施設の理解を深めるとともに地元との信頼関係を構築することが重要であるとの観点から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の目的が競争入札に適しないものとして1社随意契約としたものであります。

3点目でございますが、28年6月22日付けの業務委託契約書についてお答えいたします。組合といたしましては、急いで柏山浄化プラント対策委員会と契約したわけではございません。対策委員会と協議のうえ、規約等の書類も整い、石岡市財務規則に準じ不備がないのと認めましたので契約をいたしました。

4点目でございますが、柏山浄化プラント対策委員会の規約の提出と平成27年度の決算書の提出、その内容についてでございますが、まず規約の提出でございますが、今年度、当初予算におきまして、委員会の規約等が議論となりましたので、その規約が整った段階で、組合として業務委託を契約締結いたしました。平成27年度の決算書の提出でございますが、業務委託契約でありますので、外部の決算書また、その内容について、組合としては提出は求めておりません。

なお、ただ今頂きました質問につきまして、裁判が提訴され、係争中でもございますので、答えられることだけお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（岡野孝男君） よろしいですか。以上で質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

次に、議案に対する質疑を行います。議案の通告は7番・高野要君が通告をしておりましたが、在席しておりませんので、これを省きます。以上で、通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって、議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） なお、今期定例会において、討論の通告はございませんでした。よって、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号・平成27年度湖北環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡野孝男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（岡野孝男君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、議了いたしましたので、これをもちまして、平成28年第2回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でございました。

午後4時10分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 岡 野 孝 男

署名議員 石 橋 保 卓

署名議員 大 槻 勝 男